

平成26年(ワ)第2292号 仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

(原審 東京地方裁判所平成26年(ワ)第3825号)

決 定

東京都

抗 告 人 森 徹

代理人弁護士 永 島 賢 也

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

相 手 方 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

指定代理人 高 橋 理 恵

同 稲 玉 祐

同 新 保 裕 子

同 中 島 伸 一 郎

同 下 宮 浩 幸

同 梅 田 敦

同 吉 田 一 作

同 原 口 修 平

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 抗告の趣旨

- (1) 原決定を取り消す。
- (2) 内閣は、天皇に対し、次の衆議院議員総選挙について、総選挙の施行の公示の助言と承認をしてはならない。
- (3) 内閣は、中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に対し、次の衆議

院議員総選挙につき、公職選挙法別表第一に定める選挙区割りに基づく選挙事務の管理をさせてはならない。

(4) 国は、公職選挙法別表第一に基づき、次の衆議院議員の総選挙をしてはならない。

(5) 内閣は、中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に対する次の衆議院議員総選挙につき公職選挙法別表第一に定める選挙区割りに基づく選挙事務の管理を撤回せよ。

2 事案の概要

(1) 本件は、選挙人である原告人が、平成26年11月18日、選挙における投票価値の平等の保障は人格権（被保全権利）の内容となっているところ、公職選挙法別表第一に定める衆議院の小選挙区の区割り（本件区割り）はこの平等原則に反するものであり、これに基づく衆議院議員の総選挙の実施により原告人の人格権が侵害され、その損害を事後的に回復するのは困難であると主張して、相手方に対し、民事保全法に基づき、①総選挙の施行の公示についての助言と承認（1(2)）、②中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に本件区割りに基づく選挙事務の管理をさせること（1(3)）、③総選挙（1(4)）の各禁止を内容とする仮処分を申し立てた事案である。

なお、衆議院は、同月21日、解散された。

(2) 原審は、総選挙の施行の公示についての助言と承認、選挙事務の管理及び総選挙について、私法上の権利を私人相互間において保全する手段として定められた民事保全法に基づく仮処分の対象とすることを法は予定しておらず、行政事件訴訟法44条もこのことを当然の前提とする規定であるから、本件申立ては、同条に反して許容されず、不適法であるとして、これを却下した。

(3) 原告人は、原決定を不服として抗告し、その取消しと本件申立て（前記1(3)に関連する1(5)を含む。）の認容を求めたところ、その理由は、別紙「即時抗告申立書」（写し）の「抗告の理由」欄及び「原告人の主張」欄記載のとおり

である。

3 当裁判所の判断

- (1) 当裁判所も、本件申立てはすべて不適法であると判断する。その理由は、次のとおりである。
- (2) 本件申立ては、民事保全法に基づき、投票価値の平等の保障を内容とする人格権を被保全権利として、①総選挙の施行の公示についての助言と承認の差止め、②中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に本件区割りに基づく選挙事務の管理をさせることの差止めとその撤回、③総選挙の差止めを内容とする、仮の地位を定める仮処分（23条2項）を求めるものである。しかし、その実質は、本件区割りが投票価値の平等を損なうものであるとして、同区割りに基づく選挙の効力を予め否定するものであり、また、その内容は、選挙の事前の差止めを求めるものである。

ところで、憲法は、両議院の議員の選挙に関する事項を法律をもって定めるものとし（43条2項、47条）、これを受けて、公職選挙法は、衆議院議員の選挙に関する事項を定める（2条）とともに、衆議院議員の選挙の効力に関する訴訟について定めている（204条以下）。そして、選挙を巡る訴訟は、選挙が公正に行われるという公共の利益のために行われるものであるから、行政事件訴訟法5条所定の「民衆訴訟」に当たり、「法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる」こと（42条）に照らすと、衆議院議員の選挙の効力は、公職選挙法204条以下に定める訴訟手続においてのみ争うことができ、また、選挙は当選人の確定までの一連の手続であり、複数の行為の積み重ねであるところ、この手続における個々の行為の適否も、すべてこの訴訟手続においてのみ判断されることになるかと解するのが相当である。また、衆議院議員の選挙の効力に関する訴訟については、行政事件訴訟法43条により、一般的には、同法が定める取消訴訟に係る規定が準用されるものと解されるところ、公職選挙法219条1項は、執行停止を定めた行政事件

訴訟法25条を準用から除外する一方、同法44条の規定を準用から除外していないのである。なお、公職選挙法には、衆議院議員の選挙の事前差止めに係る規定はない。

また、抗告人が被保全権利として主張する投票価値の平等は、憲法が保障するところである。しかし、他方において、憲法は、選挙制度の決定を国会の裁量に委ねており（43条2項、47条）、選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることを目標とするとともに、国会が考慮すべき様々な政策目的等をもしん酌して定められることになるから、その決定に当たって、投票価値の平等だけが唯一絶対の基準となるものではないことは明らかである。

さらに、憲法は、衆議院が解散されたときには、解散の日から40日以内に総選挙を行うものとしている（54条1項）ところ、この規定を遵守するために、内閣は、天皇による総選挙の施行の公示について助言と承認をし、中央選挙管理会又は各都道府県の選挙管理委員会が選挙に関する事務を管理する（公職選挙法5条）こととされているのである。そして、抗告人が本件申立てにおいて求めているのは、いずれも憲法が定める総選挙の実施の禁止、すなわち、公示から当選人の確定に至るまでの一連の行為の差止めである。

以上に述べたことのほか、仮の地位を定める仮処分が民事訴訟の本案の権利関係について認められるものである（民事保全法1条）ところ、民事訴訟は、私人間における私的利益に係る紛争の解決を目的とする制度であり、また、民事保全は、本案判決がされるまでの暫定的な措置であって、審理も迅速性を要請される手続であることを踏まえると、抗告人が仮処分として求める内容は、民事保全法が本来的に予定するところではなく、同法の手続によって処理するのも相当とは解されないから、同法の定める仮処分により上記の内容を実現することは許されないというべきである。

(3) 抗告人は、本件について、行政事件訴訟法44条が適用されないとすれば、

民事保全法に基づく仮処分が認められるべきであると主張する。しかし、同条の適用の有無によって、本件についての上記の結論が左右されることになるものではないと解するのが相当である。

なお、上記の主張について、念のため検討しておくと、同条は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない。」と定めている。しかし、同条の趣旨、目的のほか、複数の行為が連続することにより当該行政目的が達成、実現されるのが一般的であること（ちなみに、選挙も、公示から当選人の確定までの継続的な一連の行為であることは、抗告人も自認するところである（別紙「即時抗告申立書」（写し）12頁。）、民事保全法による仮の地位を定める仮処分の内容は極めて広汎かつ多様なものであること、行政事件訴訟法は、保全処分として、執行停止（25条1項）のみならず、仮の義務付け（37条の5第1項）及び仮の差止め（同条2項）の各制度を定めていることや、(2)で述べた点を踏まえると、少なくとも本件においては、抗告人の上記主張を採用することはできないというべきである。

- (4) 抗告人は、これまで、①総選挙の施行の公示についての助言と承認、②中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に本件区割りに基づき選挙事務の管理をさせること、及び③総選挙の各禁止を内容とする仮の義務付けや仮の差止めが認められておらず、現に否定されている以上、残された権利救済の方法である民事保全法上の仮処分が認められるべきであると主張する。

しかしながら、仮の義務付けや仮の差止めが認められないからといって、直ちに民事保全法上の仮処分による救済が許容されるということにはならない。そして、憲法は、衆議院議員の任期を4年と定める（45条本文）とともに、衆議院の解散を認め、これにより任期は終了することになる（同条但書）ところ、衆議院と参議院から構成される国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である（41条、42条）。また、前述のとおり、選挙の効力やそ

の一連の行為の適否は、公職選挙法が定める争訟制度によって争われるべきものであって、抗告人が仮処分として差止めを求める行為は、公示から当選人の確定に至るまでの一連の行為である。したがって、仮の義務付けや仮の差止めが認められないことを理由に、民事保全法上の仮処分を許容することは相当でないから、抗告人の上記主張は採用することができない。なお、抗告人は、事後的に、選挙訴訟により選挙をやり直す結果になるよりも、これを停止する方が時間的にも経済的にも合理的であり、国民生活への影響を最小限にとどめることができることも主張するが、この点を考慮しても、上記の結論が左右されるものではない。

4 結論

以上によれば、前記1(2)ないし(5)を内容とする抗告人の本件申立てはすべて不適法であるから、これを却下すべきところ、これと同旨の原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成26年11月28日

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 奥 田 隆 文

裁判官 貝 原 信 之

裁判官 齊 藤 顕

これは正本である。

平成26年11月28日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 松井 亜香子

